

マージン率等の情報提供について

① 令和7年2月28日付け 派遣労働者数

2人

② 令和5年度 派遣先事業所数(実数)

2事業所

③ 令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

16,720円(8時間 全業務平均)

④ 令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

11,520円(8時間 全業務平均)

⑤ 令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日) マージン率

31.1%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※百分率(%)表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。
※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (令和 8年 3月 31日)

☐ 締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容

訓練種別
安全衛生・接遇・商品知識・5S教育・スキルアップ
実施方法: OFF-JT 費用負担: 無し 賃金支給の有無: 有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 西村 06-6226-7397

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

・給与前払い制度有り(当社規定)・派遣社員から当社正社員への登録実績あり

事業所名 株式会社キャリアトップ
許可番号 派27-304694